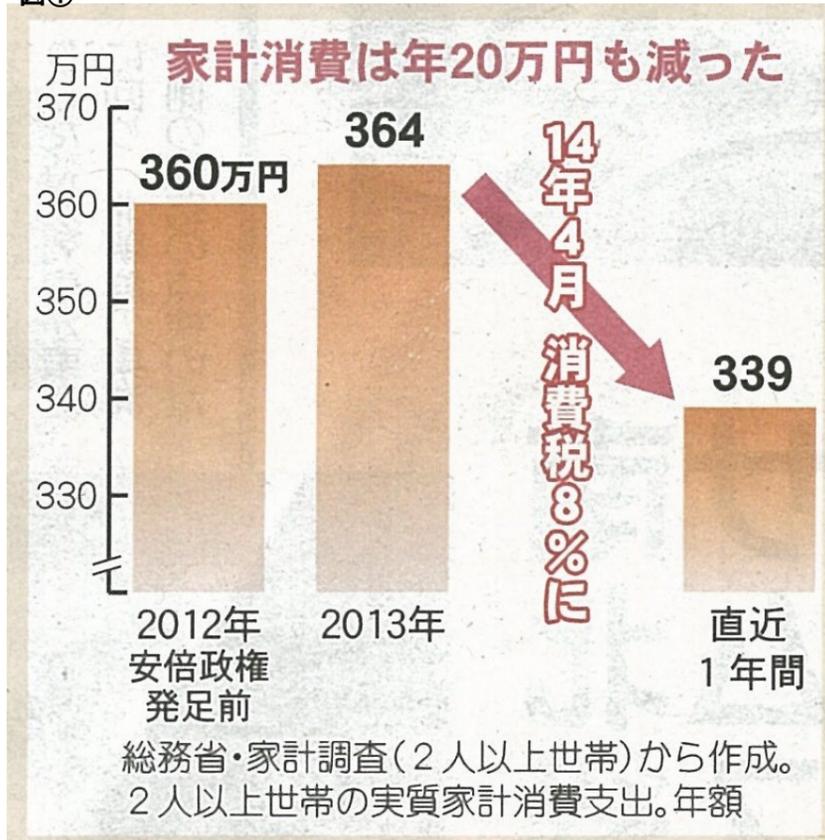
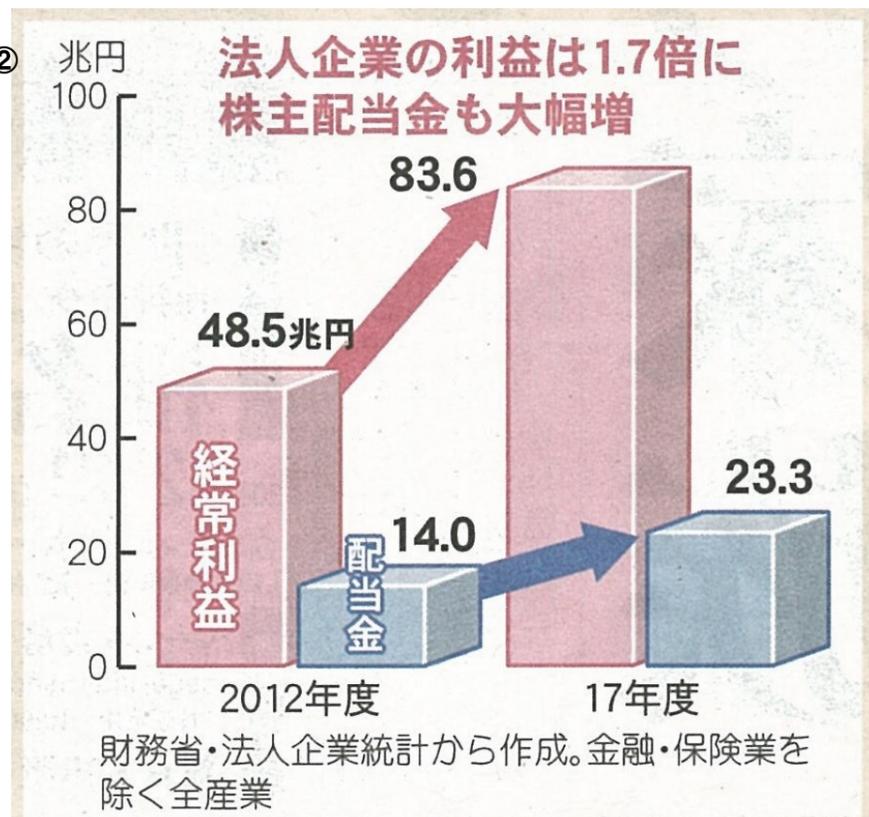


資料1 家計消費が減少する一方で、企業利益・株主配当は大幅増

図①



図②



出典 しんぶん赤旗日曜版
(2019.1.20付)

資料2 入学前準備金は「必要とする時期に速やかな支給」

教育長あて局長通知「平成29年度要保護児童生徒援助費補助金について(通知)」(28文科初第1707号/平成29年3月31日)から抜粋

(前略)

また、援助を必要とする時期に速やかな支給が行えるよう、中学校等だけでなく、小学校等についても、入学する年度の開始前に支給した「新入学児童生徒学用品費等」を国庫補助対象にできるよう「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」(昭和62年5月1日文科大臣裁定)の一部を別添2のとおり改正しました。

(後略)

資料3 教職員定数を算定する基本的な考え方

資料 長い間、教員の授業負担は「1日4コマ」が原則だった

教員定数をはじめて法律で定めたのは、1958年の「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」。法案作成に携わった文部官僚は、定数の算定について次のように説明しました(佐藤三樹太郎・文部省財務課長補佐=当時、「新しい法律と学校経営(2)小学校の教職員定数」、『学校経営』1958年7月号)。

— 今回の法律の制定にあたって「教職員数をなにかから割出したか」ということについては、「教科の指導時数と、1教員あたりの標準指導時数との関係をおさえることとした」。

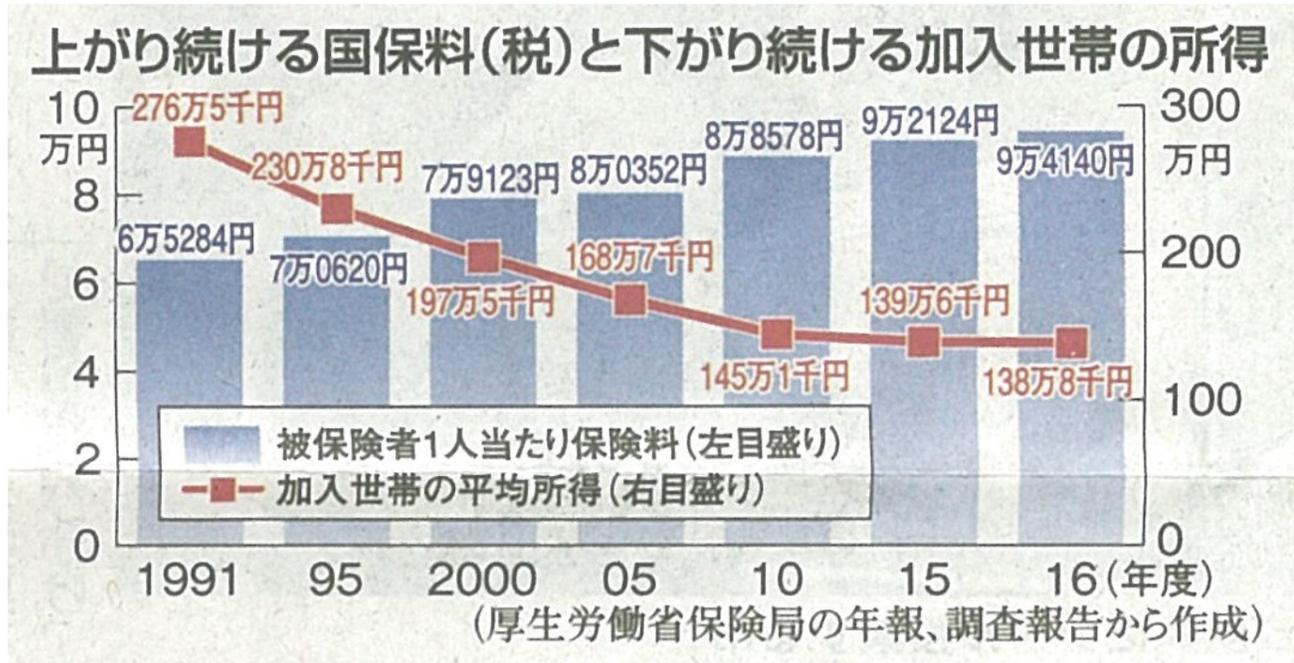
— 「教科の指導時数」は、「基準時数を念頭におきながら、各都道府県が実際に編制している指導時数を平均化したもの」とした。

— 「1教員あたりの標準指導時数」は、「1週24時限をもって標準とした」。「したがって、1日平均4時限となるが、これは1日の勤務時間8時間のうち、4時間(休憩時間を含み)を正規の教科指導にあて、残り4時間を教科外指導のほか、指導のための準備整理、その他校務一般に充当するという考え方である」。

国はこの原則を1990年代以降、投げ捨ててしまいました。

日本共産党提言「教職員をふやし、異常な長時間労働の是正を 学校をよりよい教育の場に」(2018年11月9日発表)より

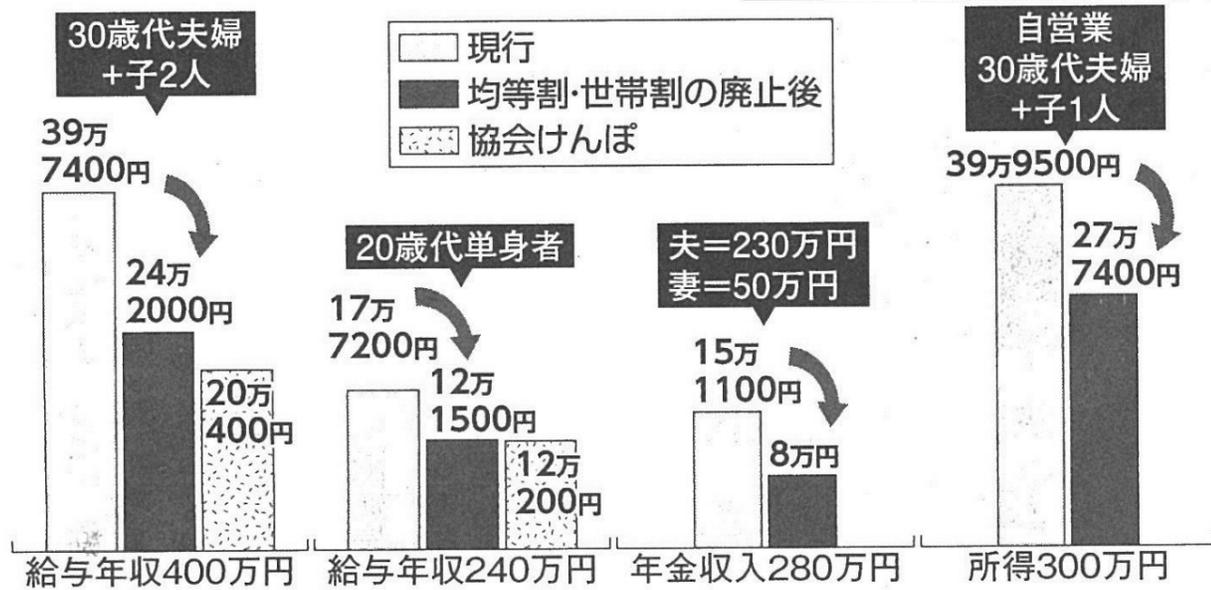
資料4 上がり続ける国保料と、下がり続ける加入世帯の所得



出典 しんぶん赤旗 (2018. 12. 12付)

資料5 均等割・世帯割を廃止したら… (モデル試算・京都市)

均等割・世帯割を廃止して協会けんぽ並みに 京都市の四つのモデル世帯



出典 しんぶん赤旗 (2018. 11. 25付)

資料6 公的医療保険の保険者比較 (厚生労働省作成資料)

市町村国保		協会けんぽ		組合健保		共済組合		後期高齢者医療制度			
保険者数 (平成28年3月末)	1,716	1	1,405	85	47	加入者数 (平成28年3月末)	3,182万人 (1,941万世帯)	被保険者2,158万人 [被扶養者1,559万人]	2,914万人 [被保険者1,581万人] [被扶養者1,332万人]	877万人 [被保険者450万人] [被扶養者427万人]	1,624万人
加入者平均年齢 (平成27年度)	51.9歳	36.9歳	34.6歳	33.1歳	82.3歳	加入者一人当たり医療費 (平成27年度)	35.0万円	17.4万円	15.4万円	15.7万円	94.9万円
65~74歳の割合 (平成27年度)	39.5%	6.4%	3.1%	1.5%	2.2% (※1)	加入者一人当たり平均所得 (※2) (平成27年度)	84万円 [一世帯当たり140万円]	145万円 [一世帯当たり249万円]	211万円 [一世帯当たり387万円]	235万円 [一世帯当たり456万円]	80万円
加入者一人当たり平均所得 (※2) (平成27年度)	8.4万円 [一世帯当たり13.9万円]	10.9万円 (21.9万円) [被保険者一人当たり18.8万円 (37.7万円)]	12.2万円 (26.7万円) [被保険者一人当たり22.4万円 (49.2万円)]	14.0万円 (27.9万円) [被保険者一人当たり27.1万円 (54.3万円)]	6.7万円	加入者一人当たり平均保険料 (平成27年度) (※4) <事業主負担込>	4万5千円	10.9万円 (21.9万円)	18.8万円 (37.7万円)	22.4万円 (49.2万円)	27.1万円 (54.3万円)
加入者一人当たり平均保険料 (平成27年度) (※4) <事業主負担込>	4万5千円	10.9万円 (21.9万円)	18.8万円 (37.7万円)	22.4万円 (49.2万円)	27.1万円 (54.3万円)	保険料負担率 (※5)	10.0%	7.6%	5.8%	5.9%	8.3%
保険料負担率 (※5)	10.0%	7.6%	5.8%	5.9%	8.3%	公費負担額 (※6) (平成30年度予算ベース)	4兆3,784億円 (国3兆1,581億円)	1兆1,745億円 (全額国費)	737億円 (全額国費)	なし	8兆374億円 (国5兆1,449億円)
公費負担額 (※6) (平成30年度予算ベース)	4兆3,784億円 (国3兆1,581億円)	1兆1,745億円 (全額国費)	737億円 (全額国費)	なし	8兆374億円 (国5兆1,449億円)	公費負担	給付費等の50% + 保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の負担が重い保険者等への補助 (※7)	なし	給付費等の約50% + 保険料軽減等

(※1) 一定の厚生の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合である。
 (※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「所得金額(個人総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」「雑損失の繰越控除額」を「分離課税所得金額」を加えたものを、(市町村国保)は、「所得金額(個人総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」「雑損失の繰越控除額」を「分離課税所得金額」を加えたものを、(協会けんぽ)は、「所得金額(個人総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」「雑損失の繰越控除額」を「分離課税所得金額」を加えたものを、(組合健保)は、「所得金額(個人総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」「雑損失の繰越控除額」を「分離課税所得金額」を加えたものを、(共済組合)は、「所得金額(個人総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」「雑損失の繰越控除額」を「分離課税所得金額」を加えたものを、(後期高齢者医療制度)は、「所得金額(個人総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」「雑損失の繰越控除額」を「分離課税所得金額」を加えたものを、(加入者一人当たり平均所得)は、加入者一人当たり平均所得を算出した額。
 (※3) 加入者一人当たり平均所得は、市町村国保・後期高齢者医療制度は、現年分保険料額を、被用者保険は、決算における保険料額を基に推計、保険料額に介護分は含まない。
 (※4) 加入者一人当たり平均保険料は、市町村国保・後期高齢者医療制度は、現年分保険料額を、被用者保険は、決算における保険料額を基に推計、保険料額に介護分は含まない。
 (※5) 保険料負担率は、加入者一人当たり平均保険料額と加入者一人当たり平均所得との比である。
 (※6) 介護給付金及び特定高齢者医療給付金、特定医療給付金、保険料軽減等に対する負担率・補助金は含まれていない。
 (※7) 共済組合も補助対象となる。

(厚生労働省作成資料)

各保険者の比較